施策5 生活基盤を整える

1 施策の方針

- ○現金給付等の経済的な支援により暮らしを保障します。
- ○保護者の就労に向けた資格取得や就職活動への支援等により、生活自立に向けて支援します。

2 主な取組

(1) 生活基盤を支える現金給付

○生活保護

生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。

○児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。国の制度改正に伴い、平成28年8月分から第2子以降の加算額を増額し、ひとり親家庭への経済的な支援を充実します。

(2) 保護者の就労促進

○被保護者自立支援プログラム(就労支援事業)事業

区の生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い、自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない生活保護受給者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める取組を行います。

また、生活保護受給者等を対象としたハローワークの窓口(ジョブスポット)を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。

○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業における就労支援)

区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、生活保護には至らない生活に困窮している 世帯への相談支援を行います。相談者の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、 生活・社会訓練等の就労に向けた準備支援や、ジョブスポット等を活用した就労支援を行います。

○母子・父子家庭自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進 給付金)

ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座 を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため の修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易に するとともに、より良い条件での就職や転職へつなげます。 給付金の支給割合や支給上限額、支給期間を拡充し、ひとり親家庭の保護者の就労による生活の安定に向けた支援を充実します。

○母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・ 講習会、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施します。

また、ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施し、ひとり親家庭の自立に向けて支援します。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再)

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。

(3) 子育て世帯への経済的支援等

○児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、 当該児童を養育している者に手当を支給します。

○小児医療費助成

国は未就学児医療費の一部負担割合を3割から2割へ軽減し、子育て世帯への経済的支援を実施していますが、横浜市では、安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、学齢期児童医療費等の一部負担金分を助成することにより、子育て家庭の更なる経済的負担の軽減を図ります。

(4) その他の事業・取組

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金の支給)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、離職により住宅を失うおそれのある、 又は既に失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を有期で支給する。※支給にあたっては求職活動等の要件あり。
生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談 支援を実施するため、すぐに就労に結びつかない生活困窮 者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就 労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談 支援を実施するため、各区に自立相談支援員を配置し、自立 に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットを活用した就労 支援などを行う。
生活困窮者自立支援事業 (家計相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談 支援を実施するため、家計の見直しや収支バランスの改善 に向けた支援を行う。

☆コラム~生活困窮者自立支援制度の概要~☆

日本では、雇用保険等の社会保険制度と生活保護制度の2つのセーフティネットにより、失業や病気などの事態に陥ったとしても、生活に困らないような仕組みになっていました。しかし、近年の非正規雇用の増加や世帯構成の変化など社会構造が変わってきたことにより、従来の仕組みだけでは支えきれない人が増えてきました。

このため、平成 27 年 4 月から、生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就職や家計の見直しなどにより、生活を立て直すことや、生活の安定をはかることができるよう支援する生活困窮者自立支援制度が始まりました。

横浜市では全区の区役所の生活支援課に、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度のご相談を一体的に実施する窓口を設けて、いずれも担当の職員が個別の事情を踏まえて、ご本人と一緒に考え、 支援しています。

事業名	事業內容
被保護者自立支援 プログラム事業 (就労支援事業)	就労支援専門員を各区生活支援課へ配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促す。 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズに合った求人を開拓し、区生活支援課を通して生活保護受給者へ求人情報の提供を行う。
被保護者自立支援 プログラム事業 (就労準備支援事業)	すぐに就労に結びつかない生活保護受給者に対して、生活 訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支 援を行い就労への意欲を高める。
被保護者自立支援 プログラム事業 (ハローワークと連携した 一体的な就労支援 「ジョブスポット」)	生活保護受給者等を対象としたハローワークの窓口 (ジョブスポット) を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。
被保護者自立支援 プログラム事業 (教育支援事業)	区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行う。あわせて高等学校等に在籍する生徒についても通学継続支援を行う。
被保護者自立支援 プログラム事業 (年金相談事業)	生活保護受給者の年金受給資格の調査、確認、手続き支援等を行う。
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の 福祉を増進するための各種資金貸付を行う。

事業名	事業内容
ひとり親家庭自立 支援計画	ひとり親家庭の状況について実態調査等を行い、施策を総合的かつ計画的に展開するため、計画を策定し、推進する。
寡婦 (夫) 控除の みなし適用 (★)	婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担の軽減を図る。(対象事業:保育所保育料、ひとり親家庭等日常生活支援事業等)
市営住宅事業	公営住宅法等に基づき、市が健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で貸与または転貸する。子育て世帯には、収入基準緩和や当選倍率優遇、子育て世帯限定(入居期限なし)の住宅募集を実施、住宅使用料には寡婦(夫)控除みなし適用がある。
民間住宅あんしん 入居事業(*)	家賃等の支払能力があるものの連帯保証人がいないことを 理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまうひとり親家 庭などの方に、保証会社による「入居支援」と既存福祉施策 等による「居住支援」を行う。
子育て世帯向け地域 優良賃貸住宅事業 (子育てりぶいん)	子育てに配慮された住宅、住環境の民間賃貸住宅を横浜市が認定し、収入の少ない子育て世帯に家賃の一部を助成し、 子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、支援する 制度。

☆コラム~生活保護制度の概要~☆

私たちの一生の間には、さまざまな事情のために生活が苦しくなってどうにもならなくなるときがあります。このようなときに、困っている状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障しながら、自分たちの力で生活ができるように支援するのが生活保護の制度です。世帯の人数や年齢などを基に定められた基準により計算した月ごとの最低生活費と世帯の全収入とを比べて、その少ない分について保護を受けることができます。

生活保護受給中は、担当ケースワーカーが家庭訪問や面談などを通じて、世帯の自立を側面的に支援していきます。

生活保護制度は、経済的に生活を支えるとともに、日常生活の自立、社会的な自立、経済的な自立について、それぞれの世帯にあった自立を目指していく支援を行う、国民の最後のセーフティーネットです。